

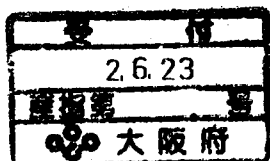
(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和2年6月23日

大阪府知事 殿

提出者



住所 大阪府大阪市中央区博労町二丁目2番13号

氏名 大豊建設株式会社 大阪支店

執行役員支店長 益田 浩史

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06 - 6105 - 0160

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大豊建設株式会社 大阪支店
事業場の所在地	大阪府大阪市中央区博労町二丁目2番13号
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 141,246万円
③従業員数	191人(大阪支店管内)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙-2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	排出量	2,864 t	40 t
	（これまでに実施した取組） <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の分別収集の徹底。 ・ 環境に配慮した設計計画の推進。 ・ 型枠の合理化。（転用、鋼製型枠の使用） ・ 型枠の場外加工。・ Co, As ガラのリサイクル率100%を目標値設定。 ・ 資材搬入業者と事前協議を行い、過剰包装禁止した計画を立案。 		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	排出量	2,000 t	20 t
	（今後実施する予定の取組） <ul style="list-style-type: none"> ・ 混合廃棄物排出量の排出率50%以下にする。 ・ 設備工事のユニット化。 ・ 配管、配線工事のユニット化。 ・ 簡易梱包化。 ・ タイル等打込みによるPC化。 		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） <ul style="list-style-type: none"> ・ がれき類（コンクリート塊、アスファルト塊）、木くずは分別している。 ・ ダンボール、鉄くずは専ら物として処分している。 ・ 石綿含有廃棄物は確実に分別、保管。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記に加え、廃プラスチック、石膏ボード、ガラス、陶磁器くずについても分別を実施。 ・ 廃棄物の分別徹底を支店、作業所一体となって推進する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

木くず	廃石膏ボード	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊
20 t	7 t	9,723 t	114 t

②計画

木くず	廃石膏ボード	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊
14 t	4 t	6,800 t	70 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）	がれき類（石綿含有）	
8 t	65 t	46 t	t

②計画

その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）	がれき類（石綿含有）	
5 t	40 t	30 t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	t
	（これまでに実施した取組） ・型枠についてはできるだけ再利用している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	t
	（今後実施する予定の取組） ・現在、予定・計画なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	t
	（今後実施する予定の取組） ・現在、予定・計画なし。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	t
	（今後実施する予定の取組） ・当面予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	2864 t	40 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2388 t	40 t
	再生利用業者への処理委託量	2864 t	40 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・委託契約基準に則り、収集運搬会社、処分会社を選定し、書面により委託契約を実施している。 ・作業所にて契約書類を作成して、支店内の審査後、決裁により契約を締結する。 規則 ・積換、保管は原則許諾しない。 ・建設廃棄物委託契約時チェックリストに従って確認する。 ・支店長による承認。承認後契約。		

(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

木くず	廃石膏ボード	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊
20 t	7 t	9723 t	114 t
20 t	7 t	2 t	0 t
20 t	7 t	9723 t	114 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第4面-3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

そのほかがれき類	建設混合廃棄物（管理型）	がれき類（石綿含有）	
8 t	65 t	46 t	t
0.4 t	65 t	46 t	t
7.6 t	65 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	2,000 t	20 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,670 t	20 t
	再生利用業者への処理委託量	2,000 t	20 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託処理業者の定期的現地確認の実施を行う。 ・可能な限り優良処理業者を優先して、選定、委託契約する。 ・電子マニフェストの全現場導入を予定する。 ・再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。 			
※事務処理欄			

(第5面-2)

②計画

木くず	廃石膏ボード	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊
14 t	4 t	6,800 t	70 t
14 t	4 t	1 t	0 t
14 t	4 t	6,800 t	70 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

その他がれき類	建設混合廃棄物 (管理型)	がれき類 (石綿含有)	
5 t	40 t	30 t	t
0 t	40 t	30 t	t
5 t	40 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t

産業廃棄物の一連の処理の工程

1.建設汚泥

汚泥再生処理業者に委託契約→路盤材、埋め戻し材として再資源化

2.がれき類（コンクリート塊、アスコン塊）

がれき類再生処理業者に委託契約→再生砕石、再生砂として再資源化

3.木くず

再生処理業者に委託→破碎チップ化、堆肥化として再資源化

4.鉄くず

スクラップ業者に委託、売却等→再生鉄として再資源化

5.紙くず、段ボール

再生処理業者に委託→再生紙等として再資源化

6.廃プラスチック

破碎、選別、焼却業者に委託契約→再生原料、他埋立処分

7.石膏ボード

破碎、選別業者に委託→減容またはセメント原料、土壌改良材として再資源化、他埋立処分

広域認定制度利用→再製品化

8. 混合廃棄物

破碎、選別、焼却業者に委託契約→再生原料、チップ、燃料等に再資源化し、燃えがら等は最終処分

管理体制図

廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者	所属：大阪支店 安全環境部 部長
廃棄物担当	所属：大阪支店 安全環境部 安全環境課 課長
統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
担当課長	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理委託契約書の審査、契約書類の保管 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○再資源利用、利用促進計画、実施書の作成指導 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

廃棄物管理体制

